

長崎県告示第 54 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 20 条の規定により次のとおり事業の認定をした。
令和 4 年 2 月 1 日

長崎県知事 中村 法道

- 第 1 起業者の名称 平戸市
第 2 事業の種類 平戸和蘭商館跡周辺整備事業
第 3 起業地
1 収用の部分 長崎県平戸市崎方町字崎方町地内
2 使用の部分 なし
第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県平戸市崎方町字崎方町地内における「平戸和蘭商館跡周辺整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、法第 3 条第 32 号に掲げる地方公共団体が設置する公園に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、史跡「平戸和蘭商館跡(以下「本件史跡」という。)」の区域内に位置する起業地に存する地下遺構に適切な保存措置を講じるとともに史跡公園の一部として整備し、本件史跡の適正な保存管理を図ろうとするものである。

起業者である平戸市は、本件史跡について文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 113 条の管理団体に指定されていることから、同条の規定によって、本件史跡の保存のため必要な管理及び復旧を行う権限を有しており、本件事業に必要な経費について財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件史跡の保存、管理及び活用については、平成 18 年度以降、本件史跡の管理団体である平戸市によって、1639 年築造倉庫の復元(建物内部は博物館として資料を展示。)を始め、1637 年築造倉庫及び 1612 年築造住居の遺構並びに 1639 年生糸商人建立日本家屋の一部の遺構の保存等が行われ、更にトイレやボードウォーク等周辺環境整備が行われ、史跡公園として、建物遺構等が適正に保存されるとともに地域住民の憩いの場としても活用されている。

しかしながら、1637 年築造倉庫敷地と 1612 年築造住居敷地の間に建設されていた 1639 年生糸商人建立日本家屋の一部及び 1618 年築造(1637 年増改築)住居の地下遺構は、民間の建物敷地となっていることから、保存措置が講じられないまま現在にいたっており、浸透水による遺構の毀損が危惧されている。

本件事業の完成により、1639 年生糸商人建立日本家屋の一部及び 1618 年築造(1637 年増改築)住居の地下遺構は適切な保存措置が施され、史跡公園の一部として整備されることから、本件史跡の適正な保存管理が図られるとともに、分離されていた史跡公園が一体化することから、史跡公園の内容の充実が図られることが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者は、本件事業について、騒音や振動等の環境に配慮して施行し、確認された文化財については、記録保存等の措置を講じることとしている。また、平戸市教育委員会に確認したところ、本件事業に係る起業地及びその周辺には、保全の必要のある動植物は見受けられないとの回答を得ている。加えて、起業者は、保全の必要のある種が確認された場合、必要に応じて専門家の指導、助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、1639 年生糸商人建立日本家屋の一部及び 1618 年築造(1637 年増改築)住居の地下遺構に

適切な保存措置を講じるとともに史跡公園の一部として整備し、本件史跡の適正な保存管理を図ることを目的とするものである。

本件事業に必要な起業地は、事業目的に必要な上記地下遺構の存する土地及び分離している史跡公園の敷地を一体化させるために有形的に見て必要な範囲の土地と認められる。また、起業者は、起業地を本件事業の用に供することについて、土地及び建物所有者の同意を得ていることから、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1) で述べたように、起業地内に存する 1639 年生糸商人建立日本家屋の一部及び 1618 年築造（1637 年増改築）住居の地下遺構は、保存措置が講じられないまま現在にいたっており、浸透水による遺構の毀損が危惧されることから、近年の局地的な異常降雨を考慮するとできるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 長崎県平戸市役所(文化観光商工部文化交流課)